

葛 子 第 34 号  
令和2年4月17日

保護者の皆様

葛城市長 阿 古 和 彦  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
保育所（園）の利用自粛のお願い及び保育料等の取扱いについて

平素は、葛城市保育行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染に関する報道が連日され、政府は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対応するため、全国に緊急事態宣言を拡大し、更なる警戒が必要な状況です。

保育施設については、感染防止対策を徹底したうえで通常通り保育を実施していますが、感染リスクが無いわけではありません。子どもたち、保護者の皆様、及び職員の感染を防ぎ、皆様の大切な命を守るため、ご家庭等での保育が可能な場合は、利用自粛にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、保育料のご負担がある保護者様には、家庭保育等ご協力いただいた場合は、下記のとおり欠席日数に応じて保育料を減免いたします。

ただし、保育料の減免が実施されるのは、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る期間のみとなります。

本通知は保護者の就労等により保育所（園）の利用が必要な方の利用自粛をお願いするものではありません。

また、お子様やご家族の皆様で新型コロナウイルス感染症に罹患された場合や、濃厚接触者に特定された場合には、速やかに保育所にご連絡いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 利用の自粛のお願い及び保育料日割り算定期間

令和2年4月20日 ～ 令和2年5月6日

2. 保育料等日割り計算の対象者

上記の期間中に保育所（園）を休まれた方（土曜日含む）

※この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。

3. 保育料の計算方法

4月の保育料＝月額保育料÷25日×(16日＋算定期間中の出席日数)

【例】4月分保育料月額35,000円・4月22日から30日まで欠席(算定期間  
中2日間出席)の場合

35,000円÷25日×(16日＋2日)＝25,200円

※5月の保育料については改めてお知らせします。

4. 保育料の返還方法

いったん保育料全額をお納めいただき、期間中の利用状況を確認した後に差額を還付  
します。還付の時期・方法は後日お知らせします。

※給食費については、日割りとなりません。

5. 5月6日以降の取扱いについて

現時点では、利用自粛要請は4月20日から5月6日までですので、本取扱いは5月  
6日までとなります。状況が変わり5月7日以降も自粛要請を行う場合は改めてお知  
らせします。

(問合せ先)

葛城市役所 當麻庁舎 こども未来創造部  
子育て福祉課 TEL 0745-44-5105 (直通)

または、ご利用されている保育所・保育園にお問  
い合わせください。